

## 医療法人慈圭会 一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と家庭を両立させることができ、働きやすい職場環境を作る事によって、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、地域に貢献する病院となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 行動計画期間 平成 28 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目標 1 育児休業・育児休業給付金・産前産後休業・介護休暇などの諸制度に対する研修会を設け、制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

平成 28 年 9 月～ 諸制度について研修等で周知する。

平成 28 年 9 月～ 該当するそれぞれの規則について希望者に対し個別に説明する。

目標 2 計画期間内に育児休業・休暇の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員 > 子の看護休暇取得者 1 名以上

女性職員 > 育児休業取得率 90%以上

〈対策〉

平成 28 年 9 月～ 男性も育児休暇を取得できることを周知する為、院内広報紙を活用した周知・啓発の実施を行う。

目標 3 妊娠中の女性や育児休業から復帰した女性が健康に働けるよう、全体への周知や相談体制を整える。

〈対策〉

平成 28 年 9 月～ 諸制度について研修等で周知する。